

## ■Quebel対応法規一覧

※前提: 日本国において定められている法規を対象とします。よって、成分規格や添加物の使用可否などは海外向け商品であっても日本の法規による規定で判断します。

※本対応法規一覧は、現在販売の最新バージョンの製品を対象としたものです。

※下表「配合」「表示」「原材料名」は、それぞれ「法規レポート機能」「パッケージ表示機能」「原材料表示機能」の対応状況を示します。(○: 対応、-: 非対応)

非対応は規定の有無を保証するものではありません。

### 1 食品表示法関係

項目	配合	表示	原材料名	内容	備考
食品表示法 (平成25年法律70)				法の目的、定義、基本理念	法の目的、定義、基本理念に関する規定であり、配合、表示には直接関係しないため対象外。
食品表示基準				内閣総理大臣による食品表示基準の策定(食品及び事業者の分類に従って整理したうえで、具体的な食品の区分や表示事項、表示方法等の基準) ※食品表示基準の詳細は下記「食品表示基準」参照	
不適正な表示に対する措置等				指示等、公表、立入検査等、センターによる立入検査等、センターに対する命令、食品の回収の届出等	食品表示基準に従った表示がされていない食品等に対する措置の規定のため対象外。
差止請求及び申出				適格消費者団体の差止請求権、内閣総理大臣等に対する申出	食品表示基準に違反した食品関連事業者に対する適格消費者団体の差止請求権の規定のため対象外。
雑則				内閣総理大臣への資料提供等、景品表示法の適用、権限の委任等、再審査請求	関係省庁への協力要請、景品表示法の適用、都道府県知事等への権限委任の規定のため対象外。
罰則				-	不適正な表示に対する措置に従わなかった場合等の罰則規定のため対象外。

項目	配合	表示	原材料名	内容	備考
食品表示基準 (平成27年内閣府令10)				適用範囲、定義	基準の適用範囲及び定義の規定であり、配合、表示には直接関係しないため対象外。
加工食品	-	○	○	食品関連事業者 一般用加工食品	横断的義務表示(別表第4)、個別的義務表示(別表第19)、義務表示の特例、推奨表示(栄養成分表示)、任意表示、表示の方式等(別表第20)、表示禁止事項(別表第22)
				業務用加工食品	義務表示、義務表示の特例、任意表示、表示の方式等(別表第23)、表示禁止事項
				食品関連事業者以外の販売者	義務表示、表示の方式等、表示禁止事項
生鮮食品	-	-	-	食品関連事業者 一般用生鮮食品	横断的義務表示、個別的義務表示(別表第24)、義務表示の特例(別表第24)、任意表示、表示の方式等、表示禁止事項
				業務用生鮮食品	義務表示(別表第24)、義務表示の特例(別表第24)、任意表示、表示の方式等、表示禁止事項
				食品関連事業者以外の販売者	義務表示、表示の方式等、表示禁止事項
添加物	-	-	-	食品関連事業者	義務表示、義務表示の特例、任意表示、表示の方式等、表示禁止事項
				食品関連事業者以外の販売者	義務表示、表示の方式等、表示禁止事項
雑則	-	-	-	生食用牛肉の注意喚起表示、努力義務(書類保管)	容器包装に入れない生食用牛肉に対する店舗内掲示の規定のため対象外。
別表第1~27	-	○(※)	○	・別紙第1・2(加工食品・生鮮食品の範囲) ・別紙第3(食品表示基準の対象食品の定義) ・別紙第4(加工食品の横断的義務表示事項) ・別表第6(添加物の用途名) ・別表第7(添加物の一括名) ・別表第8(類指定の添加物) ・別表第9(食品表示基準に定める栄養成分及び熱量) ・別表第10(栄養素等表示基準値) ・別表第11(栄養機能食品の基準) ・別表第12(栄養成分の補給ができる旨の表示の基準) ・別表第13(栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の基準) ・別表第14(特定原材料) ・別表第15(原料原産地表示の対象食品) ・別表第16(遺伝子組換え表示対象農産物) ・別表第19(加工食品の個別的義務表示事項) ・別表第20(表示の方式等) ・別表第22(加工食品の禁止表示事項)	(※)別表第4、別表第19、別表第20、別表第22については「8 個別の食品に関する表示基準(「食品表示基準」)」を参照 また、別表第20については、「指定成分等含有食品」及び「機能性表示食品」を除く。
別記様式1~4	-	○	-	・別記様式1(加工食品の表示様式) ・別記様式2(義務表示である栄養成分及び熱量の表示様式) ・別記様式3(任意表示である栄養成分の表示様式)	

項目		配合	表示	原材料名	内容	備考
食品表示基準について (平成27年消費表139)	総則	-	-	-	総則関係(適用範囲について、定義)、加工食品(義務表示事項、表示の省略、任意表示、表示の方式等)、生鮮食品(義務表示事項、任意表示、表示の方式、表示禁止事項)、添加物(義務表示事項、表示の方式、表示禁止事項)、附則についての解説	食品表示基準で規定された表示ルールの解説であり、一部、表示に関連あり。
	別添				・表示方法の詳細 ・添加物1—1(簡略名又は類別名) ・添加物1—2(同種の機能の添加物を併用した場合の簡略名の例) ・添加物1—3(用途名併記が必要な添加物の例示) ・添加物1—4(一括名が使用できる添加物の範囲) ・添加物1—5(栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲) ・添加物1—6(容器包装に入れないで販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物) ・添加物2—1(既存添加物名簿記載品目リスト) ・添加物2—2(天然香料基原物質リスト) ・添加物2—3(一般飲食物添加物品目リスト)	
	アレルギー関係	-	-	○	・表示方法の詳細 ・別表1 特定原材料等の範囲 ・別表3 特定原材料の代替表記方法リスト	

2 食品衛生法関係

項目		配合	表示	原材料名	内容	備考
食品衛生法 (昭和22法律233)	総則				法の目的、国、都道府県、事業者の責務、定義等	法の目的、国・自治体・事業者の責務の記述のため、配合、表示には直接関係しない。
	食品及び添加物				販売用の食品及び添加物の取扱原則、不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止、食品又は添加物の基準・規格の制定等  ※食品又は添加物の規格・基準については、下記「食品、添加物等の規格基準」及び「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」参照 ※指定添加物については下記「食品衛生法施行規則」参照	
	器具及び容器包装				営業上使用する器具及び容器包装の取扱原則、有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止、特定の器具及び容器包装の販売、製造、輸入等の禁止、器具又は容器包装の規格・基準の制定等  ※器具又は容器包装の規格・基準については、下記「食品、添加物等の規格基準」参照	
	表示及び広告				器具又は容器包装の表示の基準の制定、虚偽表示等の禁止	器具又は容器包装に関する表示の規定は食品表示法適用外のため対象外。
	食品添加物公定書				—	添加物の成分規格等に関する記述のため対象外。
	監視指導				食中毒患者等の広域にわたる発生防止のための連携・協力、広域連携協議会の設置、監視指導指針、輸入食品監視指導計画、都道府県等食品衛生監視指導計画	広域連携協議会の設置や、国、自治体が行う監視指導計画の規定のため対象外。
	検査				厚生労働大臣又は登録検査機関が行う、規格が定められた食品若しくは添加物又は容器包装の検査等	検査機関による製品検査に関する規定のため対象外。
	登録検査機関				登録の申請、設置の届出、業務規程等	検査機関として登録されるための規定等のため対象外。
	営業				食品衛生管理者、営業施設が実施する公衆衛生上必要な措置、営業(食品及び添加物の製造又は加工)施設の基準、営業の許可・届出、食品等の回収の届出等	飲食店の営業許可等の規定のため対象外。
	雑則				—	国庫負担、食中毒発生時の対応、有害なおもちゃの指定、パブコメ等の規定のため対象外。
	罰則				—	規格基準違反、廃棄命令等違反、表示違反等に対する罰則規定のため対象外。

項目		配合	表示	原材料名	内容	備考
食品衛生法施行規則 (昭和23厚生省令23)	食品、添加物、器具及び容器包装	-	-	○	人の健康を損なうおそれのない添加物 ※指定添加物(物質名、別名)—別表第1	食品添加物の物質名及び別名のため配合には関係しない。
	製品検査、輸入の届出、食品衛生検査施設、登録検査機関、営業、雑則	-	-	-	—	食品衛生法の規定(検査、登録検査機関、営業等)にかかる詳細規定のため対象外

項目		配合	表示	原材料名	内容	備考
既存添加物名簿 (平成8厚生省告示120)		-	-	○	既存添加物品目リスト	既存添加物の物質名のため配合には関係しない。

項目	配合	表示	原材料名	内容	備考		
食品、添加物等の規格基準 (昭和34厚生省告示370)	食品	食品一般の成分規格	○	—	—	抗生物質、農薬、セシウム等を規定値以上含有しない旨、GMOの安全性審査に関する手続の必要性など、個別規定以外の食品一般の規格であり、配合では総論として押さえる意味で対象としている(農薬等は配合以前の過程に係るものなので配合と直接の関係はない)。また表示についての記述はないので表示にも直接関係しない。	
		食品一般の製造、加工及び調理基準	—	—	—	殺菌方法など製造、加工、調理工程における基準であり、配合、表示には直接関係しない。	
		食品一般の保存基準	—	—	—	食品の保存に使用する氷雪についての規定(大腸菌群の試験方法など)であり、配合、表示には直接関係しない。	
		各食品の成分規格	○	—	—	対象食品は、清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品等計21食品(食肉及び鯨肉、血液、血球及び血漿を除く。)	
		各食品の製造、加工、使用、調理又は保存基準	—	—	—	対象食品は、清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品等計21食品(食肉及び鯨肉、血液、血球及び血漿を除く。)	
	添加物	通則	—	—	—	単位や試験法における語句の定義	添加物の試験法に係る定義の記述であるため、配合、表示には直接関係しない。
		一般試験法	—	—	—	—	個別試験法のない添加物の規格試験方法についての記述であり、配合、表示には関係しない。
		試薬・試液等	—	—	—	—	添加物試験に使用する試薬・試液の指定であり、配合、表示には関係しない。
		各添加物の成分規格・保存基準	○	—	—	各添加物の成分規格のうち分子量のみが対象	添加物の分子量は使用量チェックに必要なため配合の対象となるが、それ以外の内容は配合、表示に関係しない。
		製造基準	—	—	—	—	添加物を製造するときの禁止事項等であるため、配合、表示には関係しない。
		使用基準	○	—	—	—	添加物を使用するときの使用量や割合、対象食品等の規定であって配合時に必ずチェックすべき項目。表示には直接関係しない。
	器具及び容器包装	規格(原材料を含む。)	○ (※)	—	—	—	合成着色料を含んではいけない等の規格のほか、合成樹脂の原材料に含まれる物質のポジティブリスト等であり、表示には関係しない。 (※)ポジティブリストは対象外
		用途別規格	○	—	—	—	個別用途における規格で数値的なものは配合に影響する要素として範囲内とする。表示には関係しない。
上記以外		—	—	—	—	試験法、試薬・試液、材質別の規格(数値でなく試験法適合の記述)、製造基準等については配合、表示ともに関係しない。	
おもちゃ、洗浄剤	おもちゃ又はその原材料、洗浄剤の成分規格、洗浄剤の使用基準、おもちゃの製造基準	—	—	—	—	おもちゃ、洗浄剤は対象外。	

項目	配合	表示	原材料名	内容	備考	
乳及び乳製品の成分規格等に関する命令 (昭和26厚生省令52)	定義	—	○	—	牛乳、チーズ、アイスクリーム等の乳及び乳製品の定義	牛乳、チーズ、アイスクリーム等の乳及び乳製品の定義の記述であり、配合には直接関係しない。
	成分規格	○	—	—	—	乳脂肪分や細菌数の規定。配合時に大きく影響する。表示には直接関係しない。
	製造基準	—	—	—	—	乳等を製造する際の殺菌方法などを示す記述であり、配合、表示には直接関係しない。
	調理基準	—	—	—	—	乳に調理基準はない
	保存基準	—	—	—	—	「殺菌後10℃以下で冷却保存」など乳等の保存方法に関する記述であり、配合、表示には直接関係しない。

3 健康増進法

項目	配合	表示	原材料名	内容	備考		
健康増進法 (平成14法律103)	総則			法律の目的、語句の定義	法の目的、語句の定義に関する規定であるため対象外。		
	基本方針等			—	自治体の健康増進計画、健康診断の実施等の規定であるため対象外。		
	国民健康・栄養調査等			—	調査員による栄養調査の実施に関する規定のため対象外。		
	保健指導等			—	自治体による栄養指導実施に関する規定のため対象外。		
	特定給食施設			—	大量の食事を供給する施設に関する規定のため対象外。		
	受動喫煙防止			—	受動喫煙の防止に関する規定のため対象外。		
	特別用途表示等			—	乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用などの特別の用途を表示する食品。消費者庁長官の許可が必要である。	乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用などの特別の用途を表示する食品に関する基準であるが、個々に審査が必要であり、事例も個別になるため対象外とする。	
	雑則			—	—	—	事務の区分、権限委譲に係る規定のため対象外。
	罰則			—	—	—	特別用途表示を認定する機関の業務違反、調査員の情報漏洩、虚偽報告等に対する罰則規定のため対象外。

4 不当景品類及び不当表示防止法

項目	配合	表示	原材料名	内容	備考
公正競争規約 発酵乳・乳酸菌飲料のみに規定されている表示事項	-	○	○	-	表示に関する事項であり配合には直接関係しない。「配合」では「表示」と同一のものが含まれる。
飲用乳のみに規定されている表示事項	-	○	○	-	表示に関する事項であり配合には直接関係しない。「配合」では「表示」と同一のものが含まれる。
アイスクリーム類及び氷菓のみに規定されている表示事項	-	○	○	-	表示に関する事項であり配合には直接関係しない。「配合」では「表示」と同一のものが含まれる。
上記以外の公正競争規約のみに規定されている表示事項	-	○ (※)	-	-	表示に関する事項であり配合には直接関係しない。「配合」では「表示」と同一のものが含まれる。  (※)表示項目の規定については「8 個別の食品に関する表示基準(「食品表示基準」)」記載の食品のみ対応。
公正競争規約のみに規定される事項以外の表示事項	-	-	-	-	公競規のみに規定される事項以外の表示事項は食品表示基準に集約されている。

5 JAS法関連

項目	配合	表示	原材料名	内容	備考
日本農林規格	○	○ (※)	-	一部のJAS品の表示基準に対応	(※)「ハンバーガーパーティ」のみ対応。

6 酒税法・酒業法関連

項目	配合	表示	原材料名	内容	備考
酒税法 (昭和28法律6)	-	-	-	酒類への課税・酒類の製造及び販売業免許等に関する規定	法の目的、語句の定義、製造及び販売業免許等に関する規定であるため対象外。
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (昭和28法律7)	-	○	-	酒類業組合、連合会・中央会の組織規定、酒税保全のための勧告、命令に関する規定	政令で定める表示事項、省令で定める品目の例外表示は表示に関する事項。配合には直接関係しない。
未成年者の飲酒防止に関する表示基準 (平成元国税告9)	-	○	-	「未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨」の表示等について規定	表示に関する事項であり配合には直接関係しない。店舗の陳列場、自販機、通販における表示規定は対象外。
清酒の製法品質表示基準 (平成元国税告8)	-	○	-	清酒の製法品質に関する表示の基準について規定	表示に関する事項であり配合には直接関係しない。
果実酒等の製法品質表示基準 (平成27国税告18)	-	○	-	果実酒等の製法品質に関する表示の基準について規定	表示に関する事項であり配合には直接関係しない。

7 その他の食品関係法規

項目	配合	表示	原材料名	内容	備考
製菓衛生師法 (昭和42法律115)				製菓衛生師の資格規定	
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 (平成10法律59)				食品の製造過程における衛生及び品質の管理の高度化を促進するための措置法	食品企業に対し、HACCP手法導入の施設設備を金融・税制面から支援する規定を定めたもの
食品安全基本法 (平成15法律48)				食品の安全性の確保に関する基本的な施策の策定に係る基本方針	農水、厚労省から独立した食品安全委員会を設置し、添加物、農薬、遺伝子組換え食品などをリスク評価することなどを規定した法であるので、配合、表示の規定には関係しない。
栄養士法 (昭和22法律245)				栄養士の資格規定	
と畜場法 (昭和28法律114)				と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正化の確保のために必要な規制	と畜場の業務や作業員の規定を定めた法律で、原料になる前の段階のため対象外。
牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14法律70)				BSEの発生及びまん延を防止するための措置法	飼料としての肉骨粉使用を禁じ、BSEの検査体制について定めた法律で、配合、表示には関係しない。
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成2法律70)				食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制及び食鳥検査に関する規定	食鳥処理業務や作業員の規定を定めた法律で、原料になる前の段階のため対象外。
化製場等に関する法律 (昭和23法律140)				化製場(獣畜の肉、皮、臓器等を原料として皮革、油脂等を製造する施設)の設置許可等の規定	獣畜の肉や臓器等から油脂、飼料等を製造する化製場などの業務について定めており配合、表示には関係しない。
水道法 (昭和32法律177)				水道事業の認可、業務等の規定	水道事業の認可、水質基準等を規定するものであり対象外。(水の基準は原料になる前の段階でクリアされているとみなす)
無承認無許可医薬品の取締りに関する法律 (昭和46薬発476)				医薬品の範囲に関する基準、医薬的な効能効果の解釈	医薬的な効能効果についてはリンクで対応

8 個別の食品に関する表示基準(「食品表示基準」)

項目	配合	表示	原材料名	内容	備考
一般加工食品 (食品表示基準本則第3条の義務表示事項)	-	○	○	旧:加工食品品質表示基準(平成12年日農林水産省告示第513号)	
玄米及び精米 (食品表示基準別表第24、別記様式4) (原料玄米に関する部分以外に対応)	-	○	-	旧:玄米及び精米品質表示基準(平成12年農林水産省告示第515号)	
トマト加工品 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:トマト加工品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1632号)	
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース (食品表示基準別表第4、別表第22)	-	○	○	旧:にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1634号)	
ジャム類 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:ジャム類品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1637号)	
パン類 (食品表示基準別表第4)	-	○	○	旧:パン類品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1644号)	
ハム類 (食品表示基準別表第4、別表第22)	-	○	○	旧:ハム類品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1647号)	
プレスハム (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:プレスハム品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1648号)	
ソーセージ (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:ソーセージ品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1650号)	
ベーコン類 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第22)	-	○	○	旧:ベーコン類品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1652号)	
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1653号)	
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第22)	-	○	○	旧:魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1658号)	
みそ (食品表示基準別表第4、別表第22)	-	○	○	旧:みそ品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1664号)	
ウスターソース類 (食品表示基準別表第4、別表第22)	-	○	○	旧:ウスターソース類品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1666号)	
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料 (食品表示基準別表第4、別表第22)	-	○	○	旧:ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1667号)	
食酢 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:食酢品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1668号)	
風味調味料 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:風味調味料品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1669号)	
乾燥スープ (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:乾燥スープ品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1671号)	
食用植物油脂 (食品表示基準別表第4、別表第22)	-	○	○	旧:食用植物油脂品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1672号)	
マーガリン類 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20)	-	○	○	旧:マーガリン類品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1675号)	
調理冷凍食品 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:調理冷凍食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1676号)	
チルドハンバーグステーキ (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:チルドハンバーグステーキ品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1677号)	
チルドミートボール (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:チルドミートボール品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1678号)	
チルドぎょうざ類 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:チルドぎょうざ類品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1679号)	
レトルトパウチ食品 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:レトルトパウチ品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1680号)	
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1681号)	
炭酸飲料 (食品表示基準別表第4、別表第22)	-	○	○	旧:炭酸飲料品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1682号)	
果実飲料 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:果実飲料品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1683号)	
豆乳類 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:豆乳類品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1684号)	
農産物漬物 (食品表示基準本則第3条、別表第4、別表第22)	-	○	○	旧:農産物漬物品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1747号)	
うなぎ加工品 (食品表示基準本則第3条、別表第4)	-	○	○	旧:うなぎ加工品品質表示基準(平成13年農林水産省告示第589号)	
農産物缶詰及び農産物瓶詰 (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第20、別表第22)	-	○	○	旧:農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準(平成14年農林水産省告示第1306号)	
即席めん (食品表示基準別表第4、別表第19、別表第22)	-	○	○	旧:即席めん品質表示基準(平成21年農林水産省告示第487号)	

非対応の個別の食品に関する表示基準(「食品表示基準」)は以下の通り。

- ・「乾しいたけ」、「乾めん類」、「マカロニ類」、「凍り豆腐」、「混合プレスハム」、「混合ソーセージ」、「煮干魚類」、「削りぶし」、「うに加工品」、「うにあえもの」、「乾燥わかめ」、「塩蔵わかめ」、「しょうゆ」、「野菜冷凍食品」

9 その他

項目	配合	表示	原材料名	内容	備考
各業界の自主基準	-	-	-	-	社内ルールとして位置づける。 「配合」「表示」については、一部のガイドラインを対応。
社内独自ルール	○	○	-	禁止添加物の追加やチェックリストの追加など、法規データの追加で対応可能なもののみとなります。	